	法的根拠・制度	対象者	実施主体	義務性	主な目的・内容
①法定健診	労働安全衛生法	企業に 雇われる労働者	会社 (事業者)	あり	労働者の健康管理、安全就業
②特定健診	高齢者医療確保法 (旧老人保健法)	40～74歳の 医療保険加入者	医療保険者 (市町村など)	あり	生活習慣病(メタボ)の 早期発見・予防。結果により 「特定保健指導」の対象になる
③高齢者健康診査	地方自治体の 任意事業	75歳以上の 高齢者	市区町村	努力義務	高齢者の生活習慣病の早期発見 と重症化予防、健康の維持、増進
④一般健康診査・ 生活習慣病健診	総称 (複数制度にまたがる)	年齢問わず (自治体・会社)	各種 (市町村・企業など)	ケース による	血圧・血糖・脂質など、 生活習慣病リスクのチェック
⑤がん検診	健康増進法	年齢・性別により 対象者が異なる	市区町村や 職場など	努力義務	各種がん(胃・肺・乳・子宮・ 大腸など)の早期発見
⑥人間ドック	任意 (法律上の義務なし)	誰でも (主に自費)	医療機関、 健診センター	なし	より精密・網羅的な検査。 がん、内臓、脳などをチェック